

1 目標

- (1) たくましい体、豊かな心情、健全な社会生活態度の育成に努める。
- (2) 自主活動や創造性育成のための活動に努める。

2 努力点

- (1) 施設、設備、用具の充実を図り、顧問、生徒、保護者の連絡を密にする。
- (2) 努めて対外試合に出場する機会をつくる。
- (3) 顧問会の充実を図る。
- (4) 施設、設備、用具の使用配分を適切にして、安全や効率化を図る。

＜ 部活動規定 ＞

1 入部・退部手続きについて

- (1) 入部願については毎年更新する。
- (2) 入部届は、生徒会オリエンテーション後に全員に配布する（2・3年も）。
- (3) 新入生については、本年度も原則4月末日まで部活動体験期間とし、**5月1日以降、正式入部**とする。
※ 登録等でどうしても早く入部させたい場合は、本人と保護者の意志確認がしっかりとれる事を条件として認める。
- (4) 本人および保護者が部活動の心得を理解し、熟知した上で3年間継続する意思をもって入部届けを出し学級担任・顧問の承諾を受ける。

(5) 入部までの流れ

必要事項を記入し、保護者の捺印 → 学級担任許可（捺印）
→ 部顧問許可（捺印） → 部顧問が校長に提出（捺印） → 校長から各顧問へ返却

- (6) 退部について、保護者・顧問・学級担任とも十分話し合った上での退部届により、承諾を受ける。
なお、再度、部活動への参加を希望するときには退部1ヶ月後とする。

2 練習について

- (1) 指導責任者は原則として三笠中学校に勤務する職員であること。
- (2) 部活動は、指導者が生徒と話し合って年間計画をつくり、それに基づいて規則正しく継続して活動する。部活動中は顧問が就いていることを原則とする。事情のある場合は代理の指導者を認める。
※ 顧問がいない場合は、原則として練習を中止する（特に土、日曜日）。ただし、他の顧問・職員に依頼のある場合は、顧問が主将等に指示をし、練習を実施してもよい。ただし、練習態度が悪い場合には練習を中止し下校させる。

(3) 練習時間について

ア. 平日の完全下校時刻（校門を出る時間）

月	完全下校時刻	月	完全下校時刻	月	完全下校時刻
4月	18:15	9月	18:15	12月	17:15
5月	18:45	10月前半	18:15	1月	17:30
6月	18:45	10月後半	17:45	2月	17:45
7月	18:45	11月	17:30	3月	18:00

- ※ 10月の練習については、新人戦までは18:15まで、新人戦以降は17:45までとする。
- ※ 日没時間の状況で終了時間を多少ずらす場合もある。
- ※ 平日の練習は原則として放課後のみとし、放課後の練習時間以外に練習を行う場合は、職員会議で連絡し、了解を得た場合のみ認める。その際は、大会前など特別な理由があることを前提とする。

イ. 土・日曜日、祝日、長期休業中の練習について

- ① 休日や午前で授業が終了した日の練習は3時間程度にとどめ16:45までには終了する。

- ② 第2土曜日などに昼食をとって練習をする場合は、場所を決め、各部活単位でまとまって昼食をとる。弁当を持ってこられない生徒は、自宅で昼食をとることを原則とする。
- ③ 休日等での練習における買い食いは禁止する。弁当などが必要な場合にはあらかじめ準備する。
- ④ 練習時間は生徒の健康面に配慮して設定する。
- ⑤ 年末年始休暇の部活動は原則として中止とする。

ウ. テスト前等による部活動停止については以下の通りとする。

- ① 中間テスト → 3日前
- ② 期末テスト・学年末テスト → 5日前
- ③ その他緊急避難時。

※ ただし、大会が近い場合などには職員会議で了承を得て学習と両立できる範囲内で許可する。

- (4) 服装は各部で定めたものとし、私物であること。下校時は制服または各部で定めたものとする。
- (5) 更衣は指示された場所で行う。
- (6) 健康状態の把握、部員相互および顧問による健康観察や施設・用具の安全点検を行う。
- (7) 中体連など、平日開催で公欠をとって対外試合出場の際は生徒引率届を提出し、学校長の承諾を得ること。また、職員にも配布し、どの生徒が出場するのかを把握できるようにする。
- (8) 練習試合等の他校との連絡は顧問が行う。
- (9) 経費は体育文化後援会補助の他、部費（各後援会費）でまかなう。施設設備と主な用具等は学校の物を開放するが、私物に帰するような用具は自分で準備する。
 ※ 出場に伴う経費については規定に基づき一部を体育文化後援会費で負担することがある。
 ※ 体育文化後援会費については、PTA や地域の協力のもと成り立っているという感謝の気持ちを忘れないようにする。
- (10) 事故が発生した場合には速やかに対処し報告する。(学校長・教頭・担任・保護者)

3 申し合わせ事項

- (1) 完全下校時刻を守れるよう練習時間を設定する。
 ※ 完全下校時刻が守られない場合には、顧問会の判断で活動停止をさせる場合もある。
- (2) ユニフォーム等が華美にならないように配慮する。
- (3) 登下校は、中学生としての品格を損なわないようにし、諸マナーの高揚に努める。
- (4) 顧問と学級担任・教科担任は連絡を密にする。
- (5) 顧問は練習がある日、1日1回は顔を出すように努める。
- (6) 対外試合への参加は、学校の品位を汚すことがないように配慮する。
- (7) 各部の部室はいつも整然とし、学習用具等を置かない。
- (8) 部の指導に当たっては、一人一人の生徒についての運動経験の度合い、技能の習熟度などを十分に把握し、各生徒に活動目標をもたせ、発達段階に応じた内容や方法を工夫し、楽しい雰囲気の中で活動できるように配慮する。
- (9) 障害等の補償、学校安全会の給付が受けられるように努力する。
- (10) あいさつ、時間厳守、部室および練習場の清掃、用具の後始末等、礼儀・マナーをしっかりとする。
- (11) 部活動がある時には必ず参加し、無断欠席をしない。
- (12) 定時退庁日の部活動は原則休みとする。
- (13) 大会のない土日のどちらかは休養日とし、大会がある場合は、大会の翌日を休養日とする。
- (14) 顧問会・主将会を連絡および調整のために開催し、部活動の円滑化を図る。
- (15) 著しい生活態度の乱れが見られた場合には、その該当の個人及び団体を顧問会の判断のもと、活動停止、出場停止、退部等の処分に行うことができる。
- (16) 自転車での登下校は、学校で許可された者（自転車通学生）に限る。

その他

本校の部活動の現状として、**合同チーム**を編成するケースが出てきます。

中体連の大会において、地区中体連でも30年度に向けて、この合同チームについての規定を整えていく方向です。

現在

- ①最低出場人数に満たない学校で、単独でチームの編成が困難な学校同士の合同チーム
- ②最低出場人数に満たない学校が、部員数に余裕がある学校より部員（当該校登録者以外）を借りて編成する合同チーム。
- ③単独でチームの編成が可能な学校に、最低出場人数に満たない学校の部員を編入した合同チーム。
※ 上記の編成基準をもとに、合同が適正かどうかを地区該当競技専門部および地区中体連で十分協議する。

となっております、

※ 上記の編成基準をもとに、①から順に優先順位とし、合同が適正かどうかを地区該当競技専門部および地区中体連で十分協議する。

という形になっています。

この規定は、中体連のみの適用です。連盟主催の大会等は、この限りではありません。